

空き家の実態を調査します！

少子化や人口減少など、様々な原因により空き家が増加しています。令和3年度の調査により、富士市では2,228件の空き家があることが判明しました。空き家の増加を抑制するための対策を、総合的かつ計画的に進めるため、第二次富士市空家等対策計画の策定に向けて、空き家の実態調査を行います。



▲詳しくはこちら



問合せ／住宅政策課 ☎55-2814 📠57-2828 📧to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp

管理されている 空き家	誰も住んではいないものの、適正に管理され、問題のない空き家（未契約の建売住宅等も含む）
管理不全空家等	管理がされておらず、周りに迷惑をかけている空き家
特定空家等	そのまま放置すれば著しく危険・有害となる恐れのあるもので、市長及び市長が委嘱する委員で構成されている富士市空家等対策協議会が認定したもの

● 空き家の実態調査とは？

水道使用量などのデータに基づき、使用量がない、または少ない物件を調査対象に、市が依頼した業者が現地調査を行います。調査内容は「空き家かどうか」「空き家の状態」などで、写真を撮影し、記録をします。

ご理解とご協力をお願いします。

● 空き家の種類

空き家は、大きく次の3つに分類できます。

● 調査のあとは？

令和3年度の調査結果と比べ、4年間で富士市の空き家がどう変化したかを分析します。

- ・ 空き家の件数の増減
- ・ 管理されている空き家とされていない空き家の割合
- ・ 空き家の増加率が高い地区
- ・ 管理されていない空き家が増えている地区

右のような調査結果をもとに、第二次空家等対策計画を策定し、今後の空き家対策に活用していきます。また、空き家の所有者に向けたアンケートなどを実施する予定です。

● 管理しないまましているとどうなる？

管理がされていない空き家は、劣化が早く進みます。

さらに、管理されていないことで、家や庭の草木が周りに迷惑をかけている状態が続いている場合、市ではその空き家を、管理不全空家等や特定空家等として認定します。

認定後も改善がされない場合、勧告措置が行われ、土地の固定資産税の住宅特例（居住用の住宅が建っている場合、土地の固定資産税を減額する制度）が解除され、納税額が増加します。

また、老朽化した空き家は、周りに迷惑をかけるだけでなく、売却す

るときに大きく減額されます。空き家の放置は、経済的にも大きな損失につながってしまいます。

● 空き家に困ったときは？

隣の空き家が、壊れそうで怖い 

持っている空き家をどうしたらいいかわからない 

管理したいが、自分でできない 

空き家の木が、道に飛び出している 

住宅政策課で、空き家に関する様々な相談を受け付けています。専門家を招いた相談会なども随時実施しています。

